

2022年12月15日
白根ガス株式会社

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」への登録申請について

白根ガス株式会社は、12月8日(木)に経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業(以下、「本事業」)」に参画するため、本事業への登録申請を行いました。

本事業は、国が指定する値引き単価によりお客さまの使用量に応じたガス料金の値引きを行った事業者に対して、その原資を国が支援するものです。

当社の申請が採択された場合は、お客さまご自身でのお手続きやご連絡等の必要なく、現在当社の都市ガスをご使用いただくすべてのお客様が支援の対象となります。

1. ガス料金軽減措置の内容

2023年1月使用(2月検針)分から8月使用(9月検針)分のガス料金に適用となる原料費調整単価から1㎡あたり30円(税込み)を、2023年9月使用(10月検針)分のガス料金に適用となる原料費調整単価から1㎡あたり15円(税込み)を差し引いた単価に基づきガス料金を算定いたします。値引き後の毎月のガス料金については、当社ホームページや「ガス使用量のお知らせ」(検針票)等にてお知らせする予定です。

2. 本事業に関するお問い合わせ先

詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。電気・ガス価格激変緩和対策事務局へお問い合わせください。

【経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト】

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

【お問い合わせ窓口】

資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

TEL:0120-013-305

受付時間:全日 9時から17時まで(年末年始を除く)

以上